

告示第 31 号

太子町新生児聴覚検査費助成事業実施要綱（令和 2 年告示第 13 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 12 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

第 8 条中「一般社団法人兵庫県医師会」の次に「等」を加える。